

# 令和8年度「しまね働く女性社外メンター制度」 企画運営業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度「しまね働く女性社外メンター制度」 企画運営業務

## 2. 委託業務の目的及び概要

島根県は働く女性の割合は全国的にも高い一方で、管理職等に占める女性の割合が低いいため、キャリア形成に関心はあるが社内にロールモデルの少ない女性社員のサポートを行うとともに、女性が個性や能力を活かし職業生活において活躍できる環境をつくることを目的とする。

民間企業で活躍する女性リーダーの方々に、管理職としての支えとなっている人とのつながりや、健康管理、心構えなど、これまでの経験やアドバイスを話していただき、共有・展開することで、女性が固定的役割分担意識を乗り越え、いきいきと職業生活で活躍することへの期待感を向上させるとともに、女性が活躍しやすい職場はだれにとっても働きやすく、多くの企業にとって課題となっている人材確保・定着につながるという機運の醸成を図る。

受託者は、事業の趣旨を踏まえ、以下記載の事項を遵守し業務を実施すること。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4. 委託業務内容

以下の2つの事業の実施にあたり必要となる業務全般を実施すること。

なお、主催は島根県としまね働く女性きらめき応援会議とする。

### (1) 社外メンター制度

別添「しまね働く社外メンター制度実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施する。

### [(1)の具体的な業務内容]

項目	内容
企画・広報	<ul style="list-style-type: none"><li>・メンター制度の企画・立案</li><li>・参加者向けの実施要領作成（メンター側、メンティ側）※<sub>1</sub></li><li>・事業実施に当たって必要なスケジュール作成及び進行管理</li><li>・メンティ募集チラシ※<sub>2</sub>の作成・印刷・発送</li><li>・その他、メンティ募集に係る広報※<sub>2</sub>の実施</li></ul>
事務局・コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"><li>・別添「実施要綱」第5条（1）①、②エ～カ、（2）及び（3）に定める業務</li><li>・事業内容に関する問合せ対応</li><li>・主催者との調整</li><li>・事業実施に必要な会場、附属設備、機材、掲示物等の手配、配付資料の準備※<sub>3</sub></li><li>・会場設営、機材設置、資料配布等研修の実施※<sub>3</sub></li></ul>

参加者管理・ 実施報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンティ募集に関する申込み受付、問い合わせ対応</li> <li>・メンティ・メンターとの連絡調整</li> <li>・メンターへの謝金・旅費の支払い</li> <li>・参加受付、参加者の出欠・参加状況の確認、実施状況・実施結果の報告※3</li> <li>・主催者への実績報告</li> </ul>
----------------	---

※1 事前に県と調整の上、別途指示する期日までに作成し、必要に応じて県と協議の上、内容を決定する

※2 広報については、以下の事項に留意の上実施すること

①県と連携の上、「しまね働く女性きらめき応援会議」の構成団体を通じ関係企業への周知を図ること

②案内先として、下記の登録・認定・加入企業（約 600 社）等の情報を事前に提供する

- ・しまね女性の活躍応援企業
- ・こっころカンパニー
- ・しまねイクボスネットワーク加入企業

③これまで女性活躍等の取組への関心の低い企業や上記登録企業が少ない地域や業種も含めて広く参加者を集めるため、50 社以上の企業訪問活動を行うこと。

④募集チラシについては、①～③を踏まえ関係機関や企業に対し一斉に送付を行うのではなく、適当な印刷物数を検討すること。県への納品は pdf 形式によるデータ納品を必須とし、印刷物の納品部数は県と協議の上決定する

※3 メンティへの事前セミナーの実施内容を指す

## (2)社外メンター制度 キックオフ交流会

県内企業における女性の管理的職員は多いとは言えず、社内において職務への不安を抱える女性も少なくないことから、横のつながりを作ることにより不安を取り除くほか、彼女たちがいきいきと活躍する姿を見せることにより、管理職になることを躊躇する女性の後押しを目的として実施し、交流会参加者を（1）のメンティへの参加に誘引する。

- ①日 時 後日県が指定する日時に開催すること  
(令和 8 年 7 月上旬を想定)  
開催時間は 180 分程度（二部制）を想定
- ②場 所 県東部 1 回以上、県西部 1 回以上実施すること
- ③対 象 島根県内企業・団体等に所属する女性管理職またはその候補者等  
ただし、一部については学生や経営者・男性社員等も聴講可能とすること。
- ④内 容 一部：女性の健康課題に関する講演又は企業の事例発表（60 分程度）  
(講師については、県が別途指定する者とする。)  
二部：女性管理職またはその候補者による交流会（120 分程度）  
(ファシリテーターについては、県が別途指定する者とする。)

[(2)の具体的な業務内容]

項目	内容
企画・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画・立案（タイトルを含む）</li> <li>・事業実施に当たって必要なスケジュール作成及び進行管理</li> <li>・広報チラシ※<sub>1</sub>の作成・印刷・発送</li> <li>・その他、参加者募集に係る広報※<sub>1</sub>の実施</li> </ul>
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者※<sub>2</sub>、講師、ファシリテーター等との連絡調整</li> <li>・開催に必要な会場、付属設備、機材、掲示物等の手配</li> <li>・当日の進行台本等の作成※<sub>2</sub></li> <li>・配付資料の準備（講師等との調整）</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営、機材設置、資料配付等</li> <li>・運営、司会進行※<sub>3</sub></li> <li>・講師、ファシリテーターへの対応（<u>謝金等の支払いは県が実施</u>）</li> <li>・参加者へのアンケートの実施及び結果集計</li> <li>・参加者のメンター制度への誘引</li> <li>・開催結果の報告</li> </ul>
参加者管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者募集に関する申込み受付、問い合わせ対応</li> <li>・参加者との連絡調整</li> <li>・参加者名簿の作成</li> <li>・当日の参加受付、参加者の出欠・参加状況の確認</li> </ul>

※1 広報については、以下の事項に留意の上実施すること

①県と連携の上、「しまね働く女性きらめき応援会議」の構成団体を通じ関係企業への周知を図ること

②案内先として、下記の登録・認定・加入企業（約 600 社）等の情報を事前に提供する

- ・しまね女性の活躍応援企業
- ・こっころカンパニー
- ・しまねイクボスネットワーク加入企業

③広報チラシについては、①、②を踏まえ関係機関や企業に対し一斉に送付を行うのではなく、適当な印刷物数を検討すること。県への納品は pdf 形式によるデータ納品を必須とし、印刷物の納品部数は県と協議の上決定する

※2 事前に県と協議・調整の上、別途指示する期日までに進行台本を完成させて当日に使用する資料とともに県に提供すること

※3 当日の司会進行等一部の役割を主催者が行う場合があるため、詳細は県と協議の上決定する

## 5. 委託料上限

2,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記委託料の積算には、下表のメンターの謝金・旅費を含むため、見積にも含めること。

### 【メンターの謝金・旅費】

	回/円	回数	人数	積算金額
メンター謝金	10,800 円	4 回 (打合せ・メンタリング)	10 人	432 千円
メンター旅費	8,900 円	3 回 (メンタリング)	10 人	267 千円

※メンタリング実績件数（回数×人数）が上記に満たない場合は、実績件数に応じてメンターの謝金・旅費の他、提出された見積を基に委託者と受託者で協議の上、その他変動する費用について減額し、変更契約の上で支払いをする。

## 6. 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うための実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 実施にあたっては、島根県と「しまね働く女性きらめき応援会議」の主催により実施するものであり、主催者の意向を反映させるため、それぞれの日程や内容等について受託者の決定後、県との協議の上決定するものとする（提案内容からの変更を求める場合がある）。
- (4) 受託者は当該委託事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、委託事業が終了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管すること。

## 7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

## 8. 二次使用について

本業務における制作物（受託者が作成したデザインデータ、「参加者向けの実施要領」、「しまね働く女性社外メンター制度実施要綱」に基づき受託者が別途定めた様式、受託者が撮影した写真等）は、下記媒体等において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) 県もしくは県が指定する者が令和 9 年度以降に本業務を実施する際の使用
- (3) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

## 9. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議の上決定する。